

00872

# 鳥取縣公報

昭和二十二年四月廿五日  
第千八百四號 金曜日

本篇ノ大キサヘ國定規格ルA判

## 條例

の定める額」に改める。

別記第一號様式を次のように改める。

◇鳥取縣令第十五號  
昭和二十二年四月鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收  
條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月二十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

第二條中第二項及び第三項を削る。

第四條中第一號を削り、第二號を第一號、第三號を第二

號とする。

第十二條第一項中「第一號から第六號」を「第一號から  
第五號」に改め第五號を削り、第六號を第五號、第七

號を第六號、第八號を第七號とし、同號中「第二條に  
規定する場所の經營者に販賣」を「仕出」に改める。

第十九條中「百分の一」を「百分の二以内において知事

第一號樣式

00873

経営場の種類		電話番号		経営場の位置		町村番地	
昭和年月日		昭和年月日		経営者氏名又は名稱		市郡町村番地	
三と二、その他の月分を翌月に提出するものとす。							
料金	税額	月分料金	賦課率	税額	税額	人頭料金	人頭料金
支拂	支拂	支拂	百分ノ75	支拂	支拂	支拂	支拂
花代	花代	花代	花代以外の料金	花代	花代	花代	花代
その他	花代を伴うもの	カフエー、バー等	一人以上のもの	同	同	同	同
同	同	同	同三十回以上のもの	40	40	25	20
同	同	同	普通清酒四十回以上のも	同	同	25	20
同	同	同	普通清酒四十回未満のも	同	同	20	15
25	25	25	料金領收書發行枚數	枚	枚	枚	枚
合計	合計	合計	(領收書番號第 號まで)	日	日	日	日

經營場の種類 稱號又は屋號	電話	番	經營場の位置 經營者 氏名又は 名稱印
昭和 年 月 日	年	月	日
知事(地方事務所長)宛	昭和	年	月
花代	人員	本月分料金	月分營業稅徵收申告書
藝妓		百分ノ75	區
その他の		同 40	人回三國
花代を伴うもの		同 40	非未満の飲食料金
カツエー、バー等		同 40	一人一泊四十圓
一人一回三十回以上のもの		同 25	未満の宿泊料
普通宿泊料以上のも		同 20	仕出料理料
追加料金		同 25	税合計
普通宿泊料以上のも		同 20	備考
追加料金		同 25	料金領收書發行枚數
普通宿泊料金追加料金の合計		同 25	(領收書番號第 から第 番まで)
			營業日數 日
			付すべき稅額

## 附 則

二、財務關係

◆鳥取縣訓令甲第十一號

廳中一般

地  
方  
事  
務  
所

卷之三

五  
五

西隱

財務課  
を加える。

課及經濟課ニ左ノ係ヲ置ク

卷之三

係

卷八

卷之三

卷之三

鳥取縣公報

第十八百四號

卷之十五

卷之三

三

